

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及 び容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-144	1371	乙B289	①4頁(ー4ー) 2 金額、金利、返済期間について 経済協力部より、輸銀から、本借款を引出すことは困難で、結局、海外経済開発基金を利用しなければならない。基金は、現在104億あり、来年は100億増加する見込みであると説明があつた。 これに対し、伊闊局長は、来年は100億増し、次年度から200億ずつ増すとすれば、基金から、毎年 ■■■ドル宛払うことは可能だとと思う。大体請求権 ■■■経済協力 ■■■どすれば、この ■■■を5年以上に払えばよいと思う。返済期間としては7年据え置き、10年ないし15年間返済でなければ適当でないと思ふ。また、経済協力分については今後5年間にについて決めると同時にそのときの状況に応じて考慮する余地があるという形式にした方が韓国側は喜ぶだろうと述べた。	対韓經濟協力として提示することが検討された具体的な金額、借款の供与元となる金融機関の検討過程及び韓国の対日請求権の政府部内で試算した具体的な金額及び供与実施機関が記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となつた財産・請求権問題の処方針ないし解決策の一として日本が検討していた具体的な試算額及び供与実施機関であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が公どなれば、上記の財産・請求権問題について我が国の施策・方針の形成過程がつまりかにされて、我が国政府の外交戦術といるべき「手の内」を北朝鮮に予想せることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。
2-68	1627	乙B145	③6頁(ー6ー) 経済協力部栗山事務官は、借款を輸銀と本金の二本立てとするよりも考えられるかもしないが、実際は大蔵省がなるべく基金を使わない方針なので、二本立てとすると結局輸銀ばかりになってしまおそれがあると述べていた。	①2頁(ー2ー)1行目から2行目までの約2行 これに対し韓国側は、桑港における平和会議に参加しなかつた殊に対する面子の問題もあるものの如く、成るべく今回の会談を大きく恰好をつかんとし、予め打合せたる議題のみならず日韓防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する構想を漏らすに至つている。梁大使が總理に面会を求めて来たのも、そのような下心のあるがためであるとも察せられる。	日韓両国間における基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部で検討した結果が率直な見解として記されており、公表することにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることの問題につき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-68	1627	乙B145	②5頁(ー5ー)の左から3行目及び2行目の約2行分 上記①と同じ	上記①と同じ	2567

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-182	1627	乙B145	①2頁(ー2ー)1行目から2行目までの約2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26.10.29の一部) 一予ての總司令部外交局との打合せに基づき、現在進行中の日韓交渉において、我が方は、在留朝鮮人の法的地位を討議するのみであつて、その他の一の問題については単に韓国側が将来交渉の課題として取り上げることを希望する事項についてその見解を聽取するにとどめるとの立場を執つている。	日韓両国間ににおける基本関係調整における韓国側の対応について、外務省内部における評価が忌憚のない率直な意見として記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉における韓国側の対応について外務省内部で検討した結果が率直な見解であり、公表することが予定されていないものであるから、公にするることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、公にすることを認めた。また、行政機関の長が認めたことにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(情報公開法5条3号及び6号)。
1-182	1627	乙B145	二これに対し、韓国側は、香港における平和会議に参加しなかつたことに対する面子の問題もあるものの如く、成るべく今回の会談を大きく好んでけんとし、予め打ち合わせたる議題のみならず日韓防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する構想を漏らすに至っている。梁大使が總理に面会を求めてきたのも、そのような下心のあるがためであるとも察せられる。	②5頁(ー5ー)の左から3行目及び2行目の約2行分「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26.10.31」中にあるが、上記①と同じ文言である。	

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその後の記載の内容	追加開示についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
1-182	1627	乙B145	③3頁(ー3ー)約2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26.10.29の一部) (三)右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき点は左のとおりである。 (イ)日韓両国間の親善関係の具体的な項目についての日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略が記載されている。	財産・請求権問題に關する個別事項についての日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略が記載されれている。	この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となつた財産・請求権問題に關する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しておる。このような情報が公どなれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまりかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。
1-182	1627	乙B145	(ロ)我が方の有した在鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄されること。●●●(約2行分不開示)●●● (ハ)在留朝鮮人の法的地位、船舶帰属問題等今般の交渉において成立することあるべき協定内容も適当なものは、本基本条約の一部として包摂する形式を執ること。	極的に協力をすること。 かんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄されること。	この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となつた財産・請求権問題に關する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しておる。このように情報が公どなれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまりかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。
1-182	1627	乙B145	④7頁(ー7ー)2行分(日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26.10.31の一部) (三)右条約の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき点は左の通りである。 (イ)日韓両国関係の再出発点となる条約として、政治的意義及び道義的香氣の高いものたらしめるが、差し当たり防共協定の如きものは避けられること。	日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)26.10.31の一部 の内容については一応日蘇基本条約の型が参考となるが、特に注意すべき点は左の通りである。 (イ)日韓両国関係の再出発点となる条約として、政治的意義及び道義的香氣の高いものたらしめるが、差し当たり防共協定の如きものは避けられること。	他方経済上においては、韓国の復興再建に積極的に協力し、且つ、文化面においても協力する用意ある旨を示すこと。
1-182	1627	乙B145	(ロ)韓国側の最大懸念事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については、●●●(16字分不開示)●●●(行政上の実際的制約により純O的(裁判所注:判読不能)、抜本的な措置を施し得ない)。 (ハ)●●●(10字分不開示)●●●方が有した在鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄されること。●●●(約1行半分不開示)●●●	韓国側の最大懸念事たる国内朝鮮人の居住その他の処遇問題については、●●●(16字分不開示)●●●(行政上の実際的制約により純O的(裁判所注:判読不能)、抜本的な措置を施し得ない)。 方が有した在鮮財産の膨大なるにかんがみ、韓国側の対日請求は原則として一切放棄されること。●●●(約1行半分不開示)●●●	この情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となつた財産・請求権問題に關する日本政府の具体的な方針、見解及び交渉戦略であり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続しておる。このように情報が公どなれば、上記の財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまりかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明らかである。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及 び容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-69	1629	乙B146	①3頁(ー3ー)右から4行目まで この点に關し、先方が希望すれば、「韓国は 対日猜疑心深き故、押しつけがましき印象を 与えぬよう留意の要あり」、復興に關する経 済協力、文化協力につき大綱のみにても規 定する共に、別に書翰等の形式により「平和 条約調印印後、外交政策審議要綱」中の適當 な事項を含む長期的、大局的なわが方の對 韓態度を先方に徹底させ置く要があろう。	当時の韓国における対日感情及び漁業 漁業交渉の展望について検討した結果について 忌憚のない率直な意見が具体的に 記載されている。	この情報は、当時の韓国における対日感情及び漁業 交渉の展望について外務省が独自に有していける情報 に基づいて内部で検討した結果が率直な見解を交えて 具体的に記されており、公表することが予定されて いないものであるから、公にすることにより、韓国との 信頼関係が損なわれるおそれがあることにより、行政機関の長 が認めるに至るべき相当の理由があり、また、韓国と の間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす おそれがあると認められるから、不開示情報(法第5 条3号、6号)に該当する。
2-69	1629	乙B146	②4頁(ー4ー)左から2行目及び1行目の約 2行分 かかる環境にあつて、漁業交渉が永引き、 マッカーサーラインが撤廃され自由出漁が可 能になつてから交渉をなすことは、「国内漁業 者のフレシャーグループにより外交交渉當局が交渉 上窮屈な立場に立つ惧も考慮にいれる要が あろう。	○3頁(ー3ー)から5行目、6行目 ①のうち「復興に關する経済協力、文化協 力につき大綱のみにても規定する共に」の部 分	日韓会談における基本条約案作成 の可否に關する日本政府の具体的 な交渉戦略が記載されている。
1-184	1629	乙B146			この情報は、日韓会談における財産・請求権問題にお ける韓国の主張に対する日本政府の具体的な交渉戦 略及び対処方針であり、現在、北朝鮮との間では国交 正常化に向けた交渉が継続しており、このような情報 が公どなれば、上記の財産・請求権問題についての我 が国政府の外交戦術といべき「手の内」を北朝鮮 に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉す る上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明 らかである。
1-238	1809	乙B73		○13頁(ー13ー)21行目から22行目まで の約半行分 The Japanese properties, including those privately owned, the total value of which amounted to 2.3 billion dollars...	この情報は、日韓国交正常化交渉において最重要懸 案事項となつていた財産・請求権問題における日本の 在韓國財産について日本政府部内で検討した具体的 な試算額であり、現在、北朝鮮との間において国交正 常化に向けた交渉が継続しており、このような情報が 公どなれば、上記の財産・請求権問題についての我 が国政府の施策・方針の形成過程がつまりかにされて、我 が国政府の外交戦術といべき「手の内」を北朝鮮に 予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する 上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなることは明ら かである。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-10	1046	乙B94	②14頁(ー14ー)右から3行目から5行目までの約3行分 (田中)自由放任にすれば、韓国の魚は、全部日本にどうらでしまう。また、李ラインを越えて出漁をした日本船は拿捕されたものの数倍に豊るだろ。先方の言い分も無理はない。	日韓国交正常化交渉を目的とした日韓会談の再開における具体的な意見が具体的に記載されている。	②の不開示部分に記載された「漁業権問題を解決する懸案事項の一つである「漁業権問題を解決する具体的な意見について外務省内部の視点に立つて推認した上で障害となつていてる具体的な問題について外務省内部で検討した際、韓国側からの視点に立つて推認したことで見解であり、あくまで、外務省内部の推認による見解であるから、公にするこにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあることと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-34	1126	乙B113	②73頁(ー73ー)約4行分 5.会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情 しかし学生ながら、従来の韓国世論、とくに最近における学生デモ発生以来の韓国政府筋は「7」対「3」を観察するに、たとえ韓国が「7」対「3」のレベルで妥結するところまで進んできただとしても、韓国的一般世論はまだこの程度のバーゲンすら承認する程十分には熟しておらない。すなわち「36年の怨」はまだ20年では十分沈静していないことを示している。 さりとて「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないの で、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度ならざるを得ない。日本の有力紙の論説や評論家のコメントが日韓正常化を賛成する場合も、いずれもいわゆる大局論に基づく安易な妥結を戒め、筋を通した慎重な交渉の要を強調していたことが想起されよう。』	「(日韓)会談妥結を困難ならしめる韓国側の事情」として、韓国側の世論等の動向及び日本側の世論等の動向及び日本側の世論等が個別分析・検討した内容、経過等が個別具体的に記載されている。	この情報は、日韓会談の進め方にについて、韓国側の世論等の動向及び日本側の世論等を分析・検討した内容、経過等及び当時の内閣総理大臣の見解、指示等であるところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあることと行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、國の事務の間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-34	1126	乙B113	③85頁(一84-)に「次頁不開示」と記載されている部分)	「日韓会談の進め方にについて、韓国との世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討したことの池田総理大臣が指示した内容が個別具体的に記載されている。	この情報は、日韓会談の進め方にについて、韓国との世論等の動向及び日本に国内事情等を分析・検討したことの池田総理大臣が指示した内容が個別具体的に記載されていることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-35	1127	乙B56	○38頁(一38-)の上から3行 なお、杉道助氏は、1961年10月以来、老 軀をおして日韓会談の首席代表としての重責 を果たしつつあったが、■■■(不開示部分) ■■■12月14日逝去された。椎名外務大臣は、12月16日、日清紡会长桜田茂氏にそ の後任を要請したが、桜田氏は固辞した。次 いで三菱電機相談役高杉晋一氏に要請し、1 965年1月6日に決定をみた。	杉道助日韓会談首席代表の逝去に伴い、外務省内において、第7次会 談開始に向けて新首席代表を選出するに ついて、公にすることにより、韓国との信頼関係が損 なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、國の事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3 号、6号)に該当する。	この情報は、日韓会談新首席代表が最終的に高杉晋一氏に決定するまでの経緯が具体的かつ詳細に記載さ れており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損 なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、國の事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3 号、6号)に該当する。
2-35	1127	乙B56	②80頁(一80-)6行目から9行目までの約 3行分 しかし、そのうちにこの交渉は立ち消えになつたのである。 <u>その理由について韓国側</u> <u>が星島氏では河野氏ほどの実力者ではないと</u> <u>ころから乗り気でなくなつた</u> という観測がある (以下略)	河野国務大臣(当時)が進めていたに 韓国首脳との日韓会談再開の裏交渉が頓挫した経緯 交渉が立ち消えになつた経緯及び理由の分析等が具体的に記載されて いる。	この情報は、日韓会談再開の裏交渉が頓挫した経緯 及び理由等であり、事柄の性質上、表沙汰にされない 外交交渉におけるいわゆる水面下の交渉経緯等であ るところ、公にすることにより、韓国政府との信頼関係 が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間にお ける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6 号)に該当する。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-35	1127	乙B56	③81頁(一81ー)7行目から9行目 〔…岸元総理が「河野氏は、自分が表面上に出ると利権がからんでいるようにいやわれたり、大野伴陸氏のときと同じく■■■不開示部分■■■が表面に出るおそれがあるので、裏面に留まるといっている。また星島氏では河野氏ほど自分の責任で相当話ができないので、韓国側は最初の思惑から外れたようだと評していたとある。〕		

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分(赤字部)及 びその前後の記載の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-43	1277	乙B121	○8頁(ー8ー)右から4行目から6行目まで (1)法務省の考えは、治安当局、計〇(裁判所注:判読不能)、今日の衆院法務委員会の空気でもハックアップしており、 この度の外務省のやり方は、真に遺憾だ。 上司の間で再度話し合って質いたいと切望する。	大村収容所に収容されていた韓国人に人の扱いに関する内田人國管理局の発言内容が具体的に記載されている。	この情報は、大村収容所に収容されていた韓国人についての対応に關し、人管局長が外務省に対する要望として述べた率直な見解であり、公にすることには全く想定されていないものであるから、このような情報を公にするこどにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。	この情報は、財産請求権問題に關し、外務省内部で検討した内容であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-44	1296	乙B122		○7頁(ー7ー)右から6行目から9行目まで の約3行分 七 右の如き抑留者釈放問題の交渉と並行して韓国側は中絶中の日韓会談を早期に再開したいとの趣旨で懸案事項についての日本側の腹を探りたがっている。日韓会談再開の条件として從来韓国側の掲げていたものは、(イ)久保田発言の撤回と(ロ)日本側の対韓財産請求権の放棄にある。	財産請求権問題に關する外務省の見解が具体的に記載されている。	この情報は、財産請求権問題に關し、外務省内部で検討した内容であり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-66	1618	乙B143	①109頁(ー109ー)最終行から110頁(ー109ーに「次頁不開示」と記載されている部分)の約2行分 (木) 外務次官更迭問題 従来リベラリストとして知られダウリングのよきpartnerであった金次官が罷免され、准がこれに代わったこと は不幸なことと思う。彼は柳と同じ型の人間で信用がおけない。	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いざれも北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的な見解。あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いざれも、公表することを予定せずにいたる米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間ににおける各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-66	1618	乙B143	③187頁(ー186ー)最終行から188頁(ー188ー)上から4行目までの約4行分 3 次に中川により、本朝は柳大使が伊閣局長を訪問、いわゆるcompensationの問題についても絶対極めてやる様との申入れがあり、自分たちの間でどういうことが可能かということを研究しているところで、一応の案文を作成したが作つてみたところであると述べた処 ■は柳が如何に極秘といつても決して信用できぬ、米国は過去に於いてにかい経験を何度もしている、日本が直接に韓国に対し約束されることには得策な様には思えないとの意見を述べた。	国交正常化に向けた日韓会談に関する米国の見解及び米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いざれも北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的な見解。あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解であり、いざれも、公表することを予定せずにいたる米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間ににおける各外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-66	1618	乙B143	⑤291頁(ー290ー)の欄外(マ大使の発言中の「柳くんの縷々発表するステートメント」の注記である。) 三毛意見 ゆとり無きのみならず、我国の政府及び大臣に対しても非礼である。普通の公大使があのようなことを言えば、直ちに召喚要求ものである。いつもであるが、黙認しない。〇〇ないものと慢性的になつてしまふから、「はじめをつけるべき所は、はつきり注意すべきであろう。	上記と同じ	

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-70	1631	乙B147	①10頁(ー10ー)右から7行目から9行目までの約3行分及び10頁最終行から11頁(ー11ー)1行目までの約2行分 二 打合事項 (一) 遣韓使節に対する訓令案 大野案を中心として検討。松本顧問より (1)国連グループは究竟に於いて朝鮮はどうする積りであるか、(2)李承晩政権に対してアメリカは如何なる考え方をしているかについて設問。大野参事官よりアメリカは大戦になれば朝鮮より撤兵するであろうがそれ以外には出来る限り朝鮮を固めようと言う態勢である。朝鮮を含めた防衛協定と言つたた考え方にも情勢によつては必ずしも反対ではないと思われる。李政権については内心必ずしも満足しているわけではない。倭島局長より、朝鮮についてのアメリカの基本的な考はこの2~3年少しも変わつていない、朝鮮だけでは保持しきれないと思っており、国際連合に責任を押し付けてアメリカはコミットしないと言う立場である。李政権については、満足しているわけでもないが、替りがないというのみである。と述べ、更に田中部長、大野参事官等より、アメリカは別に李を特にサポートしているわけでないでの、現政権について更に内閣の基盤を拡大して連立政権にすると言うことも考えられる、と発言があった。また倭島局長より、松本顧問が行かれた際には、知日派と英米派とがそれぞれ如何なる反応を示すかを見て来て戴きたいと発言があつた。	当時の对朝鮮半島政策に対する米国の具体的認識内容についての外務省の率直な評価的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いざれも、日韓国交正常化交渉に向けた外務省内部において検討した際の具体的認識内容及びこれについての外務省の率直な評価的見解が具体的に記載されている。この情報は、いざれも、日韓国交正常化交渉に向けた外務省内部において検討した際の具体的な意見等を内容とするものであり、公表されることは予定されていないものであるから、このような情報を公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるににつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-70	1631	乙B147	②14頁(ー14ー)最終行から15頁(ー15ー)1行目までの約1行分 (六)韓国児童に対する贈物について 倭島局長より、本件について首相はこちらが貴いたい位だとの意見であったが、次官よりは、何かに書いて示して呉れとの要求があつた。と説明した。	日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。	上記と同じ

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-70	1631	乙B147	⑤32頁(－32－)右から5行目の5文字分 (二)案文の構成字句等については、西村局長より、前文ニを1条にし、2条を3条に繰り下げる、五の通商関係を3条に、在日朝鮮人問題を4条に、請求権処理を5条にして以下繰り下げるにすればよいとの意見があり、力石事務官により、前文に日貨排斥を阻止するための経済関係の平等互恵を入れること、通商關係に相互主義の文字を入れること(は韓国側に選択権を与える感があり)[面白くない]などの意見があり、重光譲議長より、在日韓国人問題の前段は通商航海條約の処ど重複するとして述べ、以上の意見を参考して第二案を作成し、休暇中に研究を乞うことになった。	日韓国交正常化交渉を実現するための具体的な対韓政策について、政府関係者の率直な所感的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉に向けた外務省内部において検討するものであり、忌憚のない具体的な意見等を内容とするものであるから、この情報は、必ずしも予定されないものであるから、この情報は公にすることが認められるおそれがあることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるに至り、また、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-77	1684	乙B154	○4頁(－4－)19行目及び20行目の約2行分 6 韓国は米国にとつてもまことに扱いにいく相手であるが、…	韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解が具体的に記載されている。	この情報は、韓国を訪問した米国国務次官補が非公式の懇談において、個人的かつ内密に語った韓国についての忌憚のない率直な評価的な見解であるから、この情報は、全く想定されていないものであるから、この情報は公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。なお、通し番号1-195の不開示部分がある。

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
			○18頁(－18－)8行目から14行目までの 約6行分 5. 国連との関連における韓国の地位の問題 についてあまり話が出なくなつたが、韓国の野 党が国連ににおいてひさしく朝せん問題の審議 が行われないと攻撃していることを取り上げ、政府のたいま んなりとこれまでにすぎない(長官訪米の ためこれを取り上げたに過ぎなかつたが、両氏 の表向きの目的が国連問題であつたことともかか る理由による。)今回の訪米は長官就任後は じめてのものであつたが、同長官は総じてよ い印象を各方面に与えたと思う。ジョンソン大 統領、ハンフリー副大統領との会見は短時間 かつきれいなものに過ぎなかつたが、両氏 ともり長官のエネルギッシュかつ率直なアプ ローチに好感をもつたようであつたと聞いてい る。自分のみるところでも以前に比べて大分 成長したといいう感じがする。特に内政に対す る同長官のセンスは相当高く評価してよいと 思う。ただし長官自身政治家として大きな將 来性があるかどうかは同氏が全くボク大統領 の「引き」によつて立つており、かつ彼自身何 ら政治的オローライングを持つてゐないと考 えて疑問であると考える。	韓国情勢に関する我が國の見解を 踏まえた米国の忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	情報は、韓国情勢に関する率直で忌憚のない意見の一部であり、公に対することが全く想定されることにより、日本政府から、このような情報をお公にすることによって、日本政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-83	1695	乙B67	○85頁(－85－)6行目から7行目までの約 2行分 3) 杉起用のbackgroundは承知していない が、もし岸氏や石井氏が起用されれば、こ れより悪い選はないと確信する。韓国側に は日本の内政事情についての認識が全く欠 けている。	ライシャワー米大使が季用熙韓国 外務部長官と会談した際のライシャ ワー米大使の発言内容として、日本側の 国交正常化交渉の日本側代表選定に 関し、具体的な氏名を挙げた上で その人物が選定された場合についての評価的 な見解が具体的に記載されている。	この情報は、日韓国交正常化交渉の日本側代表選定 に關するライシャワー米大使の忌憚のない率直な見 解であり、公に対することが全く想定されないもので あるから、このような情報をお公にすることにより、日本 政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあ り、また、米国及び韓国との間における外交事務の 適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる から、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-91	1792	乙B165			

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-93	1796	乙B167	②(ア) 18頁(ー17ー)10行目から19頁(ー18ー)8行目までの約9行分、(イ)同頁10行目の約1行分、(ウ)20頁(ー19ー)4行目から5行目までの約2行分、(エ)21頁(ー20ー)9行目から22頁(ー20ー)に「次頁不開示」と記されている部分 (ア) とくに革命裁判所 檢察部長朴蒼岩が、その代表で容易に問題を理解せず、強気、一点張りの態度を改めないので、頭をいためている。米国側としては、過敏な措置は米韓会談に積極的な池田総理以下日本政府の立場をも困らせる結果になるというように韓国側に申入れている次第である。 (イ) (当面一般の関心は朴正熙議長の張都暉に対する扱い方に集中しており、 米国 として その説得力 を奏し、朴正熙が必ず張都暉の死刑を懲減するだろうとはあえて予言できないが、現在得ている情報によれば、張都暉の死刑が執行されることにはなるまいといふに大体一致している。 (ウ) 米国が張都暉を買っているから、この問題に熱心であるというのではなく、張都暉の扱い如何が今後の張都内閣の閑僚の処遇をも示唆する考え方られ、これは一つの原則問題であるという見地に立っているわけである。	韓国情勢に対する米国側の分析及 て朴正熙にうまく働きかけた結果、求刑が無期懲役にとどまつたわけである。	この情報は、いずれも在日米国大使館書記官によつて提供された韓国の政情等についての機密情報等であり、公にすることが全く想定されないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めたことにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-93	1796	乙B167	③27頁(ー25ー)10行目から28頁(ー26ー)2行目までの約4行分 (2) もつとも、首長官の派日は、日本側の権限を探ることが主目的であり、同長官が現軍事政権内においてアウトサイダーではないとしても、イナーチループでない事実からして何らかの実質的な譲歩をする権限を与えられていたと考えるのは一部論理的である。このようない下開示部分譲歩は当然ノカルで行われるべきものであろう。	韓国情勢に対する米国側の分析が記載されている。	上記と同じ

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその後の記載の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-93	1796	乙B167	(④)34頁(－33－)の約3行分 尹大統領はその際、バーカー大使に対し、 政治活動浄化法のやえ辞任するつもりである と述べるとともに、 自分は李承晚政権ははいど い政府であったた、張勉政権はは混亂を招いたにと 考えており、自分は今でも軍事クーデターは 必要であったと思つてゐるし、この見地からこ れまで軍部政権を支持して來たわけである。	尹大統領が駐韓米大使について率直な意 見が記載されている。	この情報は、いざれも在日米国大使館書記官によつ て提供された韓国の政情等についての機密情報等で あり、公にすることが全く想定されないものであ り、このような情報を公にすることにより、日本政府と 米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、行 政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、ま た、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、 不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-93	1796	乙B167	(⑤)(ア)48頁(－47－)最終行から49頁(－4 8－)2行目までの約2行分、(イ)同頁6行目 から9行目までの約4行分 (ア) 3 義義煥大使は、日韓問題の諸懸 案、とくに請求権問題の内容につきあまりよく わかつておらず、かつ勉強して自分の考え方を まとめるという気持ちもない。政治的な力が ないこどもであって、單なるrubberstampであると 認めざるを得ない。 (イ) 4 (当方)文哲淳政務局長がヴィエ トナムに転出し、台灣大使館の陳弼植參事官 が政務局長に任命されたとの報道を示したの に対し)陳よりも文の方がずっとよい。自分は 陳が李承晚政権の末期、駐日代表部にいた 際に相手にしたことがあるが、態度が渋くて 扱いにくい人物であった。文がヴィエトナムに 送られたことはいはずれにしろ好ましいこととは 思わない。		上記と同じ

通し番号	文書番号	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する報告の主張の要旨
		○5頁(ー5ー)8行目から6頁(ー6ー)1行目までの約4行分及び同頁8行目から最終行までの約3行分 (裁判所注・中共問題に関する総理の質問に	ハリマン米国務次官補が中国共产党政府に關して述べた忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。	この情報は、中国共产党政府に関する忌憚のない率直で見解であり、公にすることが全然想定されていないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と中国政府との信赖関係が損なわれるおそれもあると行政機關の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び中国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-94	乙B168	○5頁(ー5ー)8行目から6頁(ー6ー)1行目までの約4行分及び同頁8行目から最終行までの約3行分 (裁判所注・中共問題に関する総理の質問に	経済的にも中共は非常な困難に遭遇していくことには困難であるが、世論調査に現れる結果は常に絶対的に承認反対論である。自分個人としては中共が内部崩壊するとは考えないが、中ソ不和の結果ソ連の援助も止められ、経済的にも中共は放置しておこうなどが宜しかるべき、そうすれば現在の急進的な指導者が追われてすこしは穏健な指導者が出てくるかもしないし、そういうことになれば結構であると思う旨を述べ、総理は米国はそれですまさされようが、日本の場合はなんとか早く片付けなければならず、その意味でなんらか手をのばすことが考えられるが、直接中共に手をのばすうどする場合には台湾の問題が介入してくるので簡単にはやかない。しかし方向としては手を伸ばすべきであるとの考えが強いたと述べられた。ハリマンはそれにしても現在のような国民を压制のもとにおいでいるような非人道的なやり方がなくなつたあたり日本なりから手を伸ばす方が中共を変えさせやすいという考え方もあると答えた。…	

(別紙6) 追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-96	1805	乙B170	①11頁(ー11ー)最終行から13頁(ー13ー)11行目までの約1頁と12行分(ー11ー3(質問に対し)ラスクより、キューバ問題につき、次のとおり述べた。キューバの情勢には2つの事態の発展がある可能性あり、そのいずれも好ましいものと思う。1つは、共産党が力ストロ及びそのヒゲの一派(バルドス)を政権から追い出すことである。この場合には共产党は力ストロが有する一種の人気を失う。今1つは力ストロが共産主義者を追い出すことである。その場合の利は自明である。	ラスク長官がソ連情勢及びキューバ情勢に關して発言した内容が具体的に記載されている。	この情報は、いざれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁護側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されないものであり、このような情報をお目にすることにより、日本政府と米国政府との信赖関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-96	1805	乙B170	キューべは経済的に極めて困難な状況にある。キューバのソ連との貿易は、キューバの輸出超過などについている。けだし、ソ連のキューバに対する援助は主として軍需品であり、またソ連はキューバにクレジットを与えていたが、その引出については、一度に引き出すことを許さず、少しずつ利用することしか許さぬ状況である。(笑いながら)米国が自由諸国の船がキューバへの物資輸送に当たらぬよう希望するのも、このような状況を考慮してのことである。米州はナチスの勢力に侵されたことはないの以外、外部の勢力に侵されたことはないので、キューバの事態について米国のみならず、米州諸国が非常な危ぐの念を抱くのは当然である。現在のところキューバが外部に侵攻する可能性は少ないと思う。キューバ人の米軍閻には、米国はカストロがグアンタナモの米軍基地を攻撃してくれれば好都合であるがと願っているのではないかとみる向きもある。ラスクはまだ美しいながら、米国はキューバ艦の代わりに他のソースから砂糖を購入しているが、そのためカストロの健在を願う自由陣営の国もあると述べた。		上記と同じ

(別紙6)追加開示部分の一覧表

文書番号	通し番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
			③16頁(ー16ー)13行目から最終行までのソ連情勢、米ソ関係、日ソ関係に關する米国側と米国側の率直な意見交換の内容が具体的に記載されている。	この情報は、いざれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁護側の率直な意見交換であることは日本側が全く想定されることにより、日本政府と米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。	
2-96	1805	乙B170	8 朝海大使より、戦後米国の対ソ概念は甘く、1947~8年頃まで米ソ関係は親密であったとの印象が日本にある。一例を挙げれば、中央終連の自分の同僚たる一高官が、終連内の2名の共産党員を免職せんとしたところ、GHQの一中佐が自分の同僚に対し、そのような非民主的措置はいかぬ、お前こそ免職だと述べたことがあると述べた。これに対し、ラスクは、米国は戦争直後からソ連に対する不信を持っていたが、只今のお話は興味深い。当時の米国としては、militarismとこれに反対する勢力という面で考えていいかもしだめと述べた。(ハリマンより、自分が駐ソ大使の際、終戦時にソ連は北海道を占領したいと申し出たが、自分は即座に、本国の訓令を仰ぐことなく、これを却けた。(しばらくして笑いながら)米国に訓令を仰いだら、ソ連の要求に応ぜよとの議論が米国政府内で出ることをおそれたことがある。自分が帰任のため東京を通過せる際、マックアーサーに対し、共産主義のなんたるかを説明したが、マックアーサーがこれを理解するのには大分時間がかかったと述懐していた。		

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
			⑤28頁(－28－)最終行から31頁(－31－)3行目までの約2頁と4行分(－28－に「次頁以下2頁不開示」と記載されている部分を含む。) 3 次いでラスクより次の発言があった。「米国の得ている情報では中共が来たる2年以内に核爆発を行う見通しが非常に強い。中共は既に核兵器の完成に必要な科学的技術的データは持つており、これに基づいて核兵器の開発に大きな力を注いでいる。情報によると1959年頃より核兵器開発に着手して中共を援助することを停止し現在中共の開発努力を懸念の目をもつて見てている。…(中略)…いずれにせよ近く予想される中共の核爆発成功はどういう影響をおぼしどういう対策を要するかについて私は米国もまだ明確な答えを持つていない。今後日米間でこの問題を協議したい。」	ラスク国務長官がソ連情勢及び中国情勢に関する発言した内容及びそれに対する大平大臣の発言内容が具体的に記載されている。	この情報は、いざれもノ連情勢、キューノ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解あるいは日本側と弁護側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されないものであります。このような情報を公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-96	1805	乙B170		これに対し本大臣は重要な間であるから協議研究することとしたと答えた。 ラスクは更に「米国は中共の核兵器保有を阻止するために外交面では核実験停止協定と非核保有国との核兵器保有を禁止する協定などを交渉中である。…(中略)…中共は最近数か月刊行物を通じて中共は自ら核兵器を開発する権利を放棄するつもりはない」と述べているので、中共が核爆発に成功することになろう」と語った。	

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-101	1821	乙B175	<p>①26頁(一26-)2行目から3行目までの6文字 池田 それにはステップがある、日本には世界觀を異にする人たちがあり、これらの人を力でおしまくるわけにはいかないので、なるべく皆を納得させてやついただきたい。 民主主義のルールに従うのはよいことだが、結局社会党その他の死なない限り考え方を変えないだろう。</p> <p>池田 社会党その他の人達の考え方を変えるのではなく、それらの人々があきらめか無茶な反対をしなくなるようにしたいと考えているのである。</p>	<p>日韓国交正常化交渉に反対する日本社会党等その他に日本の中情情報部長の忌憚のない率直な評価的見解が記載されている。</p>	<p>この情報は、韓国政府要人が、日本社会党等について金鐘本の社会党等その他の見解を公にし、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると交事務の運営から、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。</p>

通し番号	文書番号	証拠	追加開示された不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
			(①)1頁ないし5頁(−1−に「前5頁不開示」と記載されている部分) 昭和17年10月18日付け「金鍾泌中央情報部長の訪日及び訪米に関する米國大使館員の内話について」と題する書面 1 在韓米大使館より報告を受け取ったが、これによれば、同大使館は朴議長はじめ韓国政府首脳が来るべき金鍾泌中央情報部長と池田総理及び大平外務大臣との会談に非常な重要性をもたらせており、これが日本韓関係史上において決定的な出来事になるだろうと考えている旨理解していることである。 2 金情報部長の訪米に関する在韓米大使館より米国務省に宛てた電報の写しが到着したが、その主な内容は次のとおりである。 (1) 在韓米大使館が金部長の訪米の際米側との間に話し合われると予想する問題は次の3つである。 (イ)日韓問題:金部長は日本政府との話し合いをすまさせて渡米するので、その話し合いの結果について米側に説明することになる。 (ロ)韓国国内情勢:米国側は民政移管を迎えて政治活動がどの程度正常化姿に戻されるかにつき金部長に説明を求めるうことになる。 (ハ)米国の対韓援助:米国の対韓援助の額や用途が討議されようが、同時に韓国におけるインフレーションの問題とこれら防ぐための方策につき検討が行われよう。(裁判所注:次ページに続く。)	金韓国中央情報部長の訪日及び訪米の意義や同部長に全く想定されないものであり、「この公にすることが公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。	
2-102	1823	乙B74			

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示についての被告の主張の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-102	1823	乙B74	(2)在韓米大使館は金部長訪米の意義を同 部長をして韓国情勢に關する米国の見解を同 十分に認識せることにより、以後韓国に 於いて米国の意向がより効果的に反映される ようにすることにあると考えている。 (3)また、在韓米大使館は、金部長は、非常 に民族主義的な人物であり、非難に対して氣 を損ねやすいが、他面、他人の意見にも耳を 傾け率直にまた、権限をもつた反応を示すの で、同部長との会談、並びに同部長の扱いに 際しては、米側には慎重に行動しなければなら ないし、また、彼の韓国内での重要で影響力 の大きい地位にかんがみ、米側が多分の努 力を行うことは意味があることであるとしてい る。	金韓國中央情報部長の訪日及び訪米の 意義や同部長が全く想定されないものであり、この 公にすることに対する日本政府と米国政 府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみなら ず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政 機関の長が認めるに至ります。そのため、ま た、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、 不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。	この情報は、金韓國中央情報部長の訪日及び訪米の 意義や同部長が全く想定されないものであり、この 公にすることに対する日本政府と米国政 府との信頼関係が損なわれるおそれがあるのみなら ず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政 機関の長が認めるに至ります。そのため、ま た、米国及び韓国との間ににおける外交事務の適正な 遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、 不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-102	1823	乙B74	②10頁(—5—)最終行から11頁(—6—)に 「次頁不開示」と記載されている部分 ③全體の印象とここで金部長が有能である人物 といえるであろう。軍政権の中心人物である ことに間違いないが、朴議長の右腕といえる か、その辺りの関係はどうもよく分からぬ。 配布先 大臣、次官(以下省略)	訪米した金韓國中央情報部長に關 する、米国の率直な見解が具体的 に記載されている。	上記と同じ

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に關する被告の主張の要旨	不開示理由に關する原告の主張の要旨
2-105 1876	乙B79		①1頁(ー1ー)本文5行目の8文字、同頁本文7行目の約1行分、同頁本文8行目から2頁(ー2ー)1行目までの約2行分 (会食中藤山氏)日韓関係は調整を要するに切なるものとの間の周旋をなし得るはただ韓総統1人と考える。米国は適任ではない日本の韓国に対する主張の中に無理があるなど思われるなら率直に指摘していくにだきたい。 (総統)自分も大陸反攻を第一の目標として の次には暗に自分には大陸反攻といふ最重要の仕事あり他に力を注ぐ余裕などない意味にもどれた。(大陸を奪回すれば大陸と通商することを欲している一部日本の貿易業者をも満足させることとなりいろいろな問題が解決する。	台湾の蔣介石総統と後に外務大臣に就任する藤山愛一郎氏が、非公式の懇談において、日韓関係を調整するための具体的な方策について議論した忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に關した、台湾、中国、米国、英國及び韓國のない率直な見解であり、いざれもが想定された忌憚されたものであるから、公にすることが認められないもののであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と台灣政府、中国政府、英國政府及び韓國政府との信頼關係が損なわれるおそれがあると行政機關の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台灣、中國、米国、英國及び韓國との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。	この情報は、いずれも、日韓国交正常化交渉等に關した、台湾、中国、米国、英國及び韓國のない率直な見解であり、いざれもが想定された忌憚されたものであるから、公にすることが認められないもののであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と台灣政府、中国政府、英國政府及び韓國政府との信頼關係が損なわれるおそれがあると行政機關の長が認めることにつき相当の理由があり、また、台灣、中國、米国、英國及び韓國との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-105 1876	乙B79		②22頁(ー19ー)本文10行目から23頁(ー20ー)2行目までの約3行分 最後にオフレコードとして感情一点張りの韓國対日態度には中国としてもにがにがしく思つてゐると付言した由。	日韓国交正常化交渉において、中国政府要人がオフレコで述べた心情面も含めた評価的な見解が具体的に記載されている。	上記と同じ	上記と同じ
2-105 1876	乙B79		③28頁(ー25ー)本文9行目及び10行目の約2行分 1 日韓交渉について(本使より米則の対韓申入れにつき謝意を表したに対し) アジアにおける自由陣営結束のためにも日韓交渉の成功を望むこと切なるものがあるが、自分も韓国で参事官をしていたので李大統領の日本に対する不信、反感の根強いことを体験しており、恐らく死なないか、日本としても気長に辛抱強くやつていただきたい。	井口大使が藤山外務大臣に宛てた昭和35年4月7日発信の「在華米大使の談話に關する件」と題する電信文にある、日韓国交正常化交渉における韓国李大統領の対応について、ドラムライト在華米大使が談話として述べた忌憚のない率直な評価的な見解が記載されている。	上記と同じ	

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
2-105	1876	乙B79	④35頁(－32－)本文1行目の5文字、同頁本文2行目の3文字及び37頁(－34－)1行目の8文字 18日韓國大使が今回の政変に關し内話するところ次のとおり。同大使の立場もあり本電取扱御注意を請う。 (中略)	35頁の不開示部分はいざれも韓国の政府要人の表示であり、韓国クーデターに関する情報を提供した者を特定するものであり、37頁の不開示部分は米国の政府要人の表示である。	この情報は、いざれも、日韓国交正常化交渉等に関し、台灣、中國、米国、英國及び韓國のない率直な見解であり、いざれも非公式べた忌憚のないものであるから、公にすることが想定されないものであり、このようないうな情報を公にすることにより、日本政府と台灣政府、中國政府、英國政府及び韓國政府との信赖關係が損なわれるが故に発言されたものであるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-105	1876	乙B79	なお昨年の政変の時マコナギー米大使が深入りすぎ、とかくの批評を買つたので、今は米側も慎重静観のようでマグリーダー大将の声明も立ち消えになつた恰好だ云々。	⑤49頁(－46－)最終行から50頁(－47－)1行目までの約1行分 英國は1960年の海洋法會議の際せめて外側6海里だけでも出漁可能水域にしようと努力したが、インドのワシナメンの邪魔立てにより達成できなかつたのは遺憾であると述懐していた。	大野在英大使が、ヒューム英國外務大臣に、日韓交渉の現状を報告した際、懸案事項の一つとなつて、ヒューム英國外務大臣が、英國における同様の漁業問題について、英國案を達成できなかつた原因について述べた忌憚のない率直な個人的見解が具体的に記載されている。
2-105	1876	乙B79		⑥55頁(－52－)3行目から4行目の5文字 大野氏から先に韓国に使した際朴氏と妓生を侍らして一夜痛飲し肝胆あい照らしたことを話したところ總統は日本は韓國の妓生よりもおぞろしき共産党の虜どならぬようご注意願いたいとい吉田元總理は今度は選舉に立ちにならぬそつだが、おときになられたらゆつくり御来台願いたいものだと希望した。	大野特使が台灣を訪問し、蒋介石総統と会談した際に、蔣総統が、韓國政府要人について述べた忌憚のない率直な見解が具体的に記載されている。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容についての被告の主張の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
			①229頁(－229－)1行目から2行目までの約1行分 (口) 被压迫民族(朝鮮)の解放と独立は、第二次大戦後のもっとも高い国際法の新原則である。(中略)このようないい方の結果、朝鮮人は、第二次大戦の罪兎として、あたかも日本人に対し歓勝國であり、陳謝を要求すべきであるかのごとき賛賞を今なお持っている。かれらがこの思い上がりた雲の上から国際社会の通常ど外交会議の常識の適用するレベルに降りて来ない限り日韓問題の真の解決はあり得ない。この大前提の下に対案を考えてみる。	日韓会談が決裂した原因について外務省内で後討協議した際の韓国民、韓国政府等に対する忌憚のない率直な評価的見解が具体的に記載されている。	この情報は、いずれも、外務省内部における検討協議においては、いざれも、外務省内における見解であり、公にすることが全く想定されないものであり、このような情報を公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めるに至つべき相手の理由があり、また、韓国との間ににおける外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、不開示情報(法第5条3号、6号)に該当する。
2-109	1915	乙B84	②241頁(－241－)4行目の5文字 (三)実力増強	冒頭、韓国の思い上がり態度は、わが方に実力のないことによつていつそ長されいる。元来、事大主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。竹島問題……	これは、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて韓国の洪法務局長(当時)が言及した見解であり、極めて率直な内容が含まれているため、これを公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めるに至つ相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。
3-14	692	乙B53		○19頁(－19－)の後ろから約3行分及び20頁(－20－)の最初の約1行分(四)なお、洪法務局長は、韓国側が、前会談において日韓併合条約等、日本と旧大韓帝国との間に締結された全ての条約及び協定の無効を確認することを主張し、日本側が「無効」を「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」と改めることを主張した点に言及し、休戦会談が成立し、38度線が境界線となつた場合、中共は間島(居住者の90%は朝鮮人)を北鮮に与えるという情報がある。韓国政府としては、そうした場合を考えして、間島の清領有を約束した日本と韓国との条約の効力については特に意見を留保して置きたい旨を内話した。	「日韓交渉会議事要録(十五)第二回基本関係部会」と題する文書中にあり、上記会議において、韓国洪法務局長(当時)が、日本と旧大韓帝国との間に締結された全ての条約及び協定の無効を確認することを主張した際に、中国と北朝鮮との国境に位置する間島に関する情報に基づいて言及した見解が具体的に記載されている。

(別紙6)追加開示部分の一覧表

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその前後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及 びその前後の記載の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨
3-39	1824	乙B75	③92頁(ー91ー)下から1行目から93頁(ー92ー)上から1行目までの約2行分 4 竹島問題 大平大臣より、社会党がいつも政府攻撃の材料に使う問題でもあるから、是非ICJ応訴を約束してほしいと述べたのに対し、金部長は、そのような約束はできない。なぜなら、本件は当初から日韓会談とは関係がなかったもののを日本側が途中でいたずらに取り上げたものだからである。本件は国交正常化後に餘々に時間をかけて解決するのが賢明であると述べた。	金鐘泌韓國中央情報部長と大平外務大臣との間の竹島問題に関する見解であるが、発言内容の案の部分も、会談結果の要旨の部分も、我が国具体的で率直な見解が記載されている。また、これが公にするにより、我が国政府の対応方針を含む政府内部での詳細な検討状況等が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある不開示情報(法第5条3号)に該当する。	この情報は、金鐘泌韓國中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する具体的な見解(発言内容の案)である。竹島問題は日韓両政府及び国民が高い関心を寄せている未解決の二国問題であつて、その解決に向けては、様々な事情を踏まえた上で、我が国の立場が不利になることがあります。以上にかんがみれば、これを公にするにより、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的な方針が明らかになり、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることがつき相当の理由がある(法5条3号)
3-41	1826	乙B77	①12頁(ー12ー)上から4行目の約1行分 この種の法律的紛争は、国際司法裁判所の公正な判断によって解決するのが最も適当であるのみならず、国交正常化交渉の際、双方が面子を保つつ困難な問題を一時棚上げする効果があるので、韓国側も国交正常化後は本件国際司法裁判所への提訴に応ずるということだけはどりあえず是非予約してほしい。(提訴及び応訴は国交正常化後となる。) 領土紛争等に関するこの種■■■不開示部分■■■	金鐘泌韓國中央情報部長との会談における大平外務大臣の竹島問題に関する見解(発言内容の案)として、具体的な見解が記載されている	○8頁(ー48ー)下から8行目まで ○8頁(ー48ー)下から8行目から1行目まで の約8行分 1-238(3-36)の文書(文書1809)の16ページと同一である。
3-45	1879	乙B81			

通し番号	文書番号	証拠	追加開示がされた不開示部分(赤字部分)及びその後の記載の内容	追加開示がされた不開示部分の内容	不開示理由に関する被告の主張の要旨	
					追加開示がされた不開示部分の要旨	不開示理由に関する被告の主張の要旨
4-4	714	乙B28	①66枚目から67枚目上部にかけての部分 (田中童夫)先般訪韓の際にも申し上げてきたところであるが、東京に韓国代表部があるのにに対して、我が方の出先が設けられていない。日本の代表部、外交機関を置くことを許していただきたい。これは、日本国民全部の希望である。日韓交渉を成立せしめる上から、韓国の事情を知り、連絡を密にすることは、非必要なことである。また、先般内務部でつかがつてきたところであるが、日本からの密貿易が韓国共産党を財政的、経済的に支えている資金となつてゐる。ついては、日本で共産党を調査している国警、公調の出先機関を韓国に置かせて、双方反対の立場から共産党情報をとつて交換することとしたい。代表部が設置されれば、この要員も送られることがあるが、それ以前でもこの問題は是非早急に実現するよう考慮されたい。	「韓国親善使節団・自民党日韓問題懇談会懇談記録」と題する文書中に記載されるが、昭和36年7月5日に行われた韓国親善使節団と自民党政権との懇談において、田中童夫議員(当時)が韓国親善使節団に対し述べた韓国における日本代表部設置についての独自の見解が記載されている。	これは、韓国における日本代表部設置についての田中童夫議員の独自の見解及びこれに対する韓国側の見解であるが、内容的には極めて率直なもののがあり、公に対することにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の業務が認めることにつき相当の理由があり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。不開示情報(法第56条4号、6号)に該当する。	
			②67枚目下部から68枚目にかけての部分 (上記①に引き続く部分) (答)非常によい意見を承った。代表部の設置問題については、団長の責任において直ちに政府に報告する。個人的意見ではあるが、国交正常化が早急に実現すれば、その際には双方とも大使館が設置されることになり、代表部というような過渡的なものはなくてすむのではないかと考える。第2の問題については、全く賛成で直ちに政府に報告する。そういう調査員を交換し合うことはよい考え方である。	上記田中童夫議員の見解に対する韓国側の見解が記載されている。	上記と同じ	

注「不開示理由に関する被告の主張の要旨」について
この欄の記載のうち、「法」とは「情報公開法」を意味する。

(別紙 7)

本件各文書の一部開示部分又は韓国側開示文書で既に公にされている当該試算・査定の額の前提とされた実測的又は統計的な金額・数値等

前注：括弧内の記載は、当該事実を認定した証拠である。

また、韓国の対日請求 8 項目については、対象項目を網羅的に掲げてあるが、他の対象項目でまとめて議論されるなどしたため、当該項目に具体的記述がされていない部分もある。

第 1 韓国の対日請求 8 項目

1 第 1 項 (朝鮮銀行を通じて搬出された地金と地銀の返還を請求する。) 関係
ア 基礎となる数額

(ア) 地金銀の数量 (乙 A 3 7 6 [-1 3 -])

a 地金 249, 633, 198. 61 g (約 249 t)

b 地銀 67, 541, 771. 20 g (約 67 t)

(イ) 地金銀の価格 (乙 A 3 7 6 [-1 3 -])

a 地金 終戦時評価額 ($1 g = 3 円 85 銭$) 962 百万円

現在評価額 ($1 g = 405 円$) 101, 101 百万円

b 地銀 現在評価額 ($1 kg = 11 千円$) 743 百万円

(ウ) 鮮銀大阪支店預託の地銀について (乙 A 8 2 [-3 8 -])

約 20 t (2 億円相当)

イ 日本側の査定

O (乙 A 3 4 4)

2 第 2 項 (1945 年 8 月 9 日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済を請求する。) 関係

(通信局関係)

(1) 郵便貯金、振替貯金、郵便為替

ア 基礎となる数額（甲144 [-11-]）

	金額（千円）	左記金額中日本人に 支払われた金額（千円）
(ア) 郵便貯金	1,123,183	936,171
(イ) 振替貯金	176,809	3,520
(ウ) 郵便為替	1,671	12,672
(エ) 合計	1,301,663	953,363

イ 日本側の査定

郵便貯金等の総額13億0166万3000円から日本人に対する支払額9億5336万2000円を差し引いた3億4780万円を原則として支払う（甲144 [-11-]及びその前後）。

(2) 国債及び貯蓄債券等

特になし

(3) 朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係

○ 基礎となる数額及び日本側の査定

朝鮮簡易生命保険及び郵便年金関係の1945年11月30日現在総額は124百万円（1億2400万円）である（甲144 [-14-]及びその前後）。

(4) 海外為替貯金及び債券

特になし

(5) 太平洋米国陸軍総司令部布告第3号によって凍結された韓国受取金

特になし

3 第3項（1945年8月9日以後韓国から振替又は送金された金員の返還を請求する。）関係

(1) 8月9日以後朝鮮銀行本店から在日本東京支店へ振替又は送金された金員

特になし

- (2) 8月9日以後，在韓金融機関を通じて日本へ送金された金員
特になし

4 第4項（1945年8月9日現在韓国に本社，本店又は主たる事務所があつた法人の在日財産の返還を請求する。）關係

- (1) 連合国最高司令部閉鎖機関令によって閉鎖清算された韓国内金融機関の在日支店財産
- (2) S C A P I N 1 9 6 5号によって閉鎖された韓国内本店保有法人の在日財產

○ 基礎となる数額（上記(1)及び(2)につき）

これらの具体的な金額は不明であるが，「日本側は，（中略）「旧朝鮮に本店又は主たる事務所を有していた法人の旧朝鮮人株主に対する残余財産の分配留保額」（第9回小委員会に提出）を含む諸種の資料を提出した」とされており（乙A336〔「韓国の対日請求要綱」との書き出しの一覧表の6枚目〕），当該資料が韓国側開示文書として既に公にされているものと推認することができる。

5 第5項（韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債，公債，日本銀行券，被徵用韓人の未収金，補償金及びその他の請求権の弁済を請求する。）關係

- (1) 日本有価証券

特になし

- (2) 日本系通貨

特になし

- (3) 被徵用韓国人未収金

○ 基礎となる数額及び日本側の査定

韓国側が提出した1950年のS C A P 書簡に示してある未払金額（2

37百万円)を日本側で精査した結果については、国立公文書館つくば分館において一般に公開されている史料「経済協力・韓国105」(②65-0001-12698)において、要旨下記のとおり記録されている(甲144)。

記

四 司令部渉外局から在日韓国ミッショングに通知された237,000,000円は、司令部からのClaim from Koreaの覚書に基づいて、1949年(昭和24年)12.21 C·P·Cに大蔵省より報告された左記のような内容の司令部算出推定

調査先	件数	債務額概算(円)	(円)
国家地方警察本部	2	1,708.00	
運輸省中央気象台	1	2,400.00	
郵政省	2	304.73	
	4	555.67	
	11	362.46	
	17	1,222.86	
農林省(林野庁)	1	532.00	
	1	58.00	
	2	590.00	
富内庁	24	4,780.11	
	27	3,123.75	8,005.86
	51	7,903.86	530,700.00
運輸省(船員局)	311	417,500.00	
法務府	127,161	60,047,992,43	
	2,075	940,150.50	
	129,236	60,988,142.93	

旧陸軍		9,000,000.00	
旧海軍	55,823◎	56,301,431.77	在外会社
労働省		110,843,254.53	7,397,721.48
		(4,582,401.54)	閉鎖機関
	総合計	237,564,153.95	240,383.22
供託済み		4,582,401.54	その他
郵便貯金		9,450,428.03	3,908,272.34
銀行預金		13,465.49	
有価証券		55,448.57	
未払金		96,741,510.90	

(中略)

労働省報告は、次のような錯誤があった。

未払金 92,130,4千円

郵便貯金 7,156,4千円

計99,286,9千円

実際は、下記のようになる。

供託済み 4,582,4千円

未払金 4,611,1千円

郵便貯金 229,4千円

銀行預金 13,5千円

有価証券 55,4千円

労働省 計11,555,4千円

したがつて、(総) 計額は、138,271,8千円となる。

(4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

ア 基礎となる数額

(ア) 移入朝鮮人労務者数等

○ 1939~45の移入朝鮮人労務者数(甲143の1)

厚生省労働局

Number of Korean Contract Workers Brought Into Japan

Proper Annually by Type of Work Assigned, 1939-45

Year ¹	Total number	Type of work assigned		Construc-	other
		Coal Mining	Metal Mining	tion and civil engineer- ing	work including factories
1939 . . .	38,700	24,279	5,042	9,379	
1940 . . .	54,944	35,431	8,069	9,898	1,546
1941 . . .	53,492	32,099	8,988	9,540	2,865
1942 . . .	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943 . . .	122,237	65,208	13,660	28,280	15,089
1944 . . .	280,304	85,953	30,507	33,382	130,462
1945 ² . . .	6,000	1,000		2,000	3,000
total 1939-	667,684	318,546	75,749	107,327	166,062
45 ³					

1—Fiscal year commencing on 1 Apr. of year indicated and ending
31 Mar. of following year

2—Estimated for first quarter of fiscal year (April through June)

3—Total number brought into Japan. Number of Koreans leaving
Japan or transferring from previously assigned industry not
available

Source: Data submitted by labor Bureau,

Welfare Department

米国戦略爆撃調査団著

”戦時日本の生活水準と人力の活用” P 130 付属表

○ 朝鮮人労務者対日本動員数調（甲143の1）

年 度	計 数	石炭山	金属山	土 建	工場 その他	計
昭和14年	85,000	34,659	5,787	12,674		53,120
昭和15年	97,300	38,176	9,081	9,249	2,892	59,398
昭和16年	100,000	39,819	9,416	10,965	6,898	67,098
昭和17年	130,000	77,993	7,632	18,929	15,167	119,821
昭和18年	155,000	68,317	13,763	31,615	14,601	128,296
昭和19年	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
昭和20年	50,000	797	229	836	8,760	10,622
計	907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,787
終戦時現在		121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

備考 1. 昭和19年計画数年度中途において326,000に変更せられたり

2. 昭和20年計画は第14半期計画として設定せられたものである。

大蔵省管理局編「日本人の海外活動に関する歴史的調査」の朝鮮編第21章「戦争と朝鮮統治」より。

○ 移入朝鮮人労務者数（昭和20年3月末）（甲143の1）

項目		総 数	募 集	徴用あっせん
割当認可数		711,505	195,204	516,301
移入者数		604,429	148,549	455,880
減 耗 数		328,567	129,074	199,493
減耗	(期間満了)	(52,108)	(32,445)	(19,663)
	(不良送還者)	(15,801)	(7,137)	(8,664)
	(逃走者)	(226,497)	(78,181)	(148,816)
	所在不明	209,750	70,438	139,312
	発見送還者	4,121	2,760	1,361
	復帰者	12,626	4,983	7,643
	(その他)	(46,306)	(16,294)	(30,012)
現 在 数		288,488	24,458	264,030

注 計算が少し違うが原文のまま

内務省警保局「特高月報」昭和20年5月(?)より。

○ 終戦時集団移入半島人 322, 890名 (甲143の1)

厚生省提出「大東亜戦争下における就労状況」より

(昭和20年第88臨時国会配布の政府作成資料)

○ 「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」 (甲143の1, 乙A108
[-131-])

厚生省援護局

身 分		復 員	死 亡	計
陸軍	軍 人	89,108	5,870	94,978
	軍 属	45,404	2,991	48,395
	軍 計	134,512	8,861	143,373

海軍	軍人	21,008	308	21,316
	軍属	64,639	13,013	77,652
	軍計	85,647	13,321	98,968
合計	軍人	110,116	6,178	116,294
	軍属	110,043	16,004	126,047
	計	220,159	22,182	242,341

○ 「朝鮮人関係文官恩給計数」 (甲 143 の 1)

3 7 . 2 . 9

アジア局北東アジア課

		国 庫 支 弁		地方費支弁	合 計
		恩給局長 裁 定	朝鮮総督 道知事裁定		
既	裁 定	2,404	6,851	560	9,815
未 裁 定	年 金	8,032		349	8,381
	一時金	8,626		10,588	19,214
合 計		25,913		11,497	37,410

○ 「集団移入朝鮮人労務者数」 (乙 A 264 [-41-])

1 総数 667, 684

2 終戦時現在数 322, 890

3 集団移入の種類

種 類	期 間	人 員
総 数	1939年9月 - 1945年4月頃	667, 684

自由募集	1939年9月－1942年2月頃	148, 549
官あっせん	1942年2月－1944年8月頃	約32万
国民徴用	1944年9月－1945年4月頃	約20万
4 昭和20年3月末移入労務者現在員数		
移入者数	604, 429	
減耗数	328, 567	
帰還満了帰鮮者	52, 108	
不良送還者	15, 801	
職場離脱者	226, 497	
所在不明者	209, 750	
内訳 発見送還者	4, 121	
復帰者	(12, 626)	
その他	46, 306	
現在員数	288, 488	

(イ) 補足説明

a 朝鮮人軍人軍属の復員、死亡別人員数

上記「朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表」のとおりである（乙A
108 [-132-]）。

b 徴用労務者数

上記各表によれば、「昭和20年2月までの労務者移入総数は大体64万程度となり、同年3月～8月の終戦までの移入数を適当に推定すれば、終戦までの移入総数は65万～70万程度と推定される。上記移入総数は、前記総督府の資料である送出労務者数72万5000名とも大差のないものである（送出総数が日本の移入総数より多數なのは、輸送途次の逃亡者の多かったこと、及び日本以外の南洋、樺太等に送り出されたものが移入数には入っていないこと等に基づくも

のと思われる。）。韓国側の提示した移入労務者 66万7684名（米国戦略爆撃調査団「戦時日本の生活水準と人力の活用」引用数字）も必ずしも不正確とはいえないものごとくである。」とされている（乙A108 [-133-]）。

c 第二次世界大戦中に動員された陸軍のうち傷病軍人として恩給を受けたものの累計

陸軍の動員数 700 万のうち昭和 37 年当時までに傷病軍人として恩給を受けたものの累計は 16 万（乙A264 [-50-]）

○ イ 日本側の査定

- (ア) 労務者見舞金
- (イ) 復員軍人軍属見舞金
- (ウ) 死亡軍人軍属弔慰金
- (エ) 死亡軍属年金

いずれについても特になし。

(5) 恩給（「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」その 1）

○ 基礎となる数額及び日本側の査定

- (ア) 文官恩給

○ 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金は、日本恩給局によれば約 5 億円（甲144 [-6-]）

- (イ) 軍人恩給

特になし

(6) 寄託金（「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」その 2）

○ 基礎となる数額

- (ア) 税関に預託された通貨類

韓国側提示の数値（1051万0220円）とほとんど同額である（乙A343 [-17-]）。

(イ) 鮮銀券と交換した日銀券

韓国側提示の金額（4871万4960円）と符合する（乙A343
[−17−]）。

(ウ) 旧在日本朝鮮人連盟所属の財産であった預貯金等

法務省民事局第五課長作成の昭和37年2月28日付け「旧在日本朝鮮人連盟に対する帰国朝鮮人の寄託金に関する件」と題する文書には、要旨「① 終戦直後に帰国した韓国人が旧在日本朝鮮人連盟に総額5455万円を寄託した事実は認められないが、② 旧在日本朝鮮人連盟所属の財産であった預貯金は277万1372円21銭、現金は40万7424円1銭であり、合計317万8796円22銭が国庫に帰属し、③ 解散団体に指定された旧在日本朝鮮民主青年同盟の所属財産であった預貯金6932円74銭、現金9501円96銭、合計1万6434円70銭が国庫に帰属した」旨記録されている（乙A182[−3−]）。

(エ) 在日朝鮮銀行券の処理状況

在日朝鮮銀行券の処理は、次のとおり総司令部の指令に基づいて行った（乙A264[−21−]）。

① 韓国銀行の李氏立会で焼却した分

昭和21年 3月11日 1499万9200円

昭和21年 4月 3億0600万円

② 総司令部に返還した分

昭和23年 1月23日 101万円

③ パルプ化した分

昭和23年11月22日 1億6232万3500円

(7) 韓国人の対日本人又は法人請求

特になし

- 6 第6項（韓国人（自然人及び法人）の日本政府又は日本人（自然人又は法人）に対する権利の行使に関する原則）関係
特になし
- 7 第7項（前記所在産又は請求権から生じた諸果実の返還を請求する。）関係
特になし
- 8 第8項（前記の返還及び決済は協定成立後即時開始し、遅くとも6か月以内に終了すること）関係
特になし

第2 日本の韓国に対する請求

- 在朝鮮日本財産（乙A108 [-238-以下]，A183 [-56-（原ページでは-109-）]）
 - ア 昭和30年7月のアジア局第1課の「日本の在外財産状況」
 - (ア) 在朝鮮日本財産の推定額につき、1945年価格により、⑦国有財産192億6500万円、①法人財産521億0825万4000円（在外財産調査会資料），②個人財産192億0474万円（昭和20年大蔵省令第95号「在外財産等の報告に関する大蔵省令」に基づく報告の集計）の合計905億7799万4000円としている。

なお、引揚者又は法人等の個人以外企業体からの上記在外財産等の報告に関する大蔵省令に基づく報告は「在外財産等報告書」によって行われたが、「在外財産等報告書」の性格については、④ 報告書には積極財産のみが記載されており、債務等消極財産の記載はほとんど皆無である、⑤ 報告書に記載されている財産額はいずれも報告者自身の一方的な報告の数字そのままであり、当該財産の所有権についていかなる証拠書類も添付されていない、⑥ 価格はおおむね終戦時の評価額であるが、財産の評価時期、評価方法、評価額等は、報告書によりまちまちであり、その評価額の

正当性は何ら立証されていない、④ 現地通貨により表示された報告額については、終戦時の本邦円への推定換算レートで換算してあるとされている。

(イ) 在朝鮮日本人個人財産調査会の調査結果

上記のうち、個人財産につき 251 億 1155 万 3000 円としている。

なお、在朝鮮日本人個人財産調査会は、朝鮮引揚者中の有識者によって組織されたものである。

イ 日本政府が 1961 年（昭和 36 年）11 月に米国から入手した 1945 年（昭和 20 年）8 月現在の在韓日本財産目録

	総額	南朝鮮	北朝鮮
総額	5,246,495,036	2,275,535,422	2,970,959,614
国有	998,226,680	449,202,006	549,024,674
法人所有	3,544,068,356	1,333,393,416	2,210,674,940
個人所有	704,200,000	492,940,000	211,260,000

以上

これは正本である。

平成24年10月11日

東京地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 丸山恭一

